



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	（義務教育課）	2
教員免許更新制に関する規則	（ 〃 ）	8

【教委訓令】

教育職員の任免発令式の一部改正	（義務教育課）	21
-----------------	---------	----

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第12号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第11条中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（教育職員免許状授与証明書）

第17条の2 免許法第5条第1項、第5条第2項若しくは第16条の2第1項の規定による普通免許状、第5条第3項の規定による特別免許状又は第5条第6項の規定による臨時免許状の授与に関する証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願（様式第13号）を提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与証明書の様式は、様式第14号とする。

第21条第2項中「様式第13号」を「様式第15号」に改める。

第23条中「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

第24条中「様式第15号」を「様式第17号」に改める。

第26条第1号中「様式第18号」を「様式第20号」に改め、同条第2号中「様式第19号」を「様式第21号」に改める。

第27条第1項中「様式第20号」を「様式第22号」に改める。

第35条第1項中「様式第22号」を「様式第24号」に改め、同条第2項中「様式第23号」を「様式第25号」に、「様式第24号」を「様式第26号」改める。

様式目次中「様式第12号（第17条）教科成績証明書」を

「様式第12号（第17条）教科成績証明書

様式第13号（第17条の2関係）教育職員免許状授与証明願 に、

様式第14号（第17条の2関係）教育職員免許状授与証明書」

「様式第13号」を「様式第15号」に、「様式第14号」を「様式第16号」に、「様式第15号」を「様式第17号」に、「様式第16号」を「様式第18号」に、「様式第17号」を「様式第19号」に、「様式第18号」を「様式第20号」に、「様式第19号」を「様式第21号」に、「様式第20号」を「様式第22号」に、「様式第21号」を「様式第23号」に、「様式第22号」を「様式第24号」に、「様式第23号」を「様式第25号」に、「様式第24号」を「様式第26号」に改める。

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第13号 (第17条の2 関係)

教育職員免許状授与証明願

本 籍 地 (都道府県名のみ記入)

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 年 月 日生

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 授与又は領域
追加の年月日
- 4 番 号

私は上記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきたいので、申請します。

年 月 日

氏 名



島根県教育委員会 様

島 根 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

様式第14号 (第17条の2関係)

番号

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
修了確認期限 又は 有効期間の満了の日		
備考		

年 月 日

島根県教育委員会



様式第24号を様式第26号とし、様式第15号から様式第23号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第14号の次に次の2様式を加える。

様式第15号 (第21条関係)

備考

- 一 「(左記の教科について)」の箇所については、事項について授与する免許状の場合にあっては、「左記の事項について」と、自立活動について授与する免許状の場合にあっては、「左記の自立活動について」と記入するものとする。
- 二 「(教育職員)」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」又は「高等学校教諭」のごとく記入する。
- 三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。
- 四 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。

<p>この免許状は、島根県においてのみ効力を有する。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(教育職員) 特別免許状</p> <p>本籍地 (都道府県)</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>島根県教育委員会 印</p> </div>
<p>番号</p> <p>授与条件</p> <p>有効期間の満了の日</p>	<p>(記)</p> <p>年 月 日</p>

様式第16号 (第23条関係)

備考

- 一 「(左記の教科について)」の箇所には、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けない。
- 二 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」、「中学校助教諭」、「高等学校助教諭」、「特別支援学校助教諭」、「幼稚園助教諭」又は「養護助教諭」のごとく記入する。
- 三 「本籍地」には、都道府県名のみを記入する。
- 四 施行法第一条又は第二条の規定に基づき授与する臨時免許状の様式は、この様式に準ずる。
- 五 その他については、免許法施行規則別記様式備考の規定を準用する。

番号 授与条件	年 月 日	島根県教育委員会 印	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>割印</p> <p>(教育職員) 免許状</p> <p>本籍地 (都道府県)</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> </div> <p>右の者に教育職員免許法()の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する。</p> <p style="text-align: center;">(記)</p>
<p>この免許状は、授与したときから三年間島根県においてのみ効力を有する。</p>			

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

教員免許更新制に関する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第13号

教員免許更新制に関する規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 受講対象者（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 免除対象者（第 6 条—第 8 条）

第 4 章 申請手続（第 9 条—第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号。以下「改正省令」という。）附則第 3 条第 3 号及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第 10 号。以下「更新講習規則」という。）第 9 条第 1 項第 3 号の規定により免許管理者が定める者、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。）第 61 条の 4 第 2 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する免除対象者、施行規則第 61 条の 4 第 4 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 4 号に規定する免許管理者が定める者、施行規則第 61 条の 4 第 5 号及び改正省令附則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する免許管理者が定める表彰等、教育職員免許法（昭和24年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 9 条の 2 第 2 項、施行規則第 61 条の 9 第 2 項及び改正省令附則第 9 条第 2 項に規定する免許管理者が定める書類等については、他の規則等に特段の定めのある場合を除くほかこの規則の定めるところによる。

第 2 章 受講対象者

（免許状更新講習修了確認義務を課す教育委員会の職員）

第 2 条 改正省令附則第 3 条第 3 号に規定する免許管理者が定める者（次条に定める者を除く。）は、島根県又は島根県内の市町村（以下「県市町村」という。）が設置する学校の教育職員として採用された者（以下「教育職員として採用された者」という。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 島根県教育委員会及び島根県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の教育長、教育監、教育次長、各課課長、指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずるものとして、島根県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

（免許状更新講習修了確認義務を課す教育の職）

第 3 条 改正省令附則第 3 条第 3 号に規定する免許管理者が定める者（前条に定める者を除く。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県市町村が設置する学校の教育職員として採用された者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、島根県、島根県内の市町村、国立大学法人又は公立大学法人（以下「県、市町村又は大学」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該県、市町村又は大学の職員として在職している者であって講習を受講することが必要な者として県教育長が別に定めるもの

(2) 島根県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事
(免許状更新講習を受講することができる教育委員会の職員)

第4条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者（次条に定める者を除く。）は、県市町村が設置する学校の教育職員として採用された者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県市町村教育委員会の教育長、教育監、教育次長、各課課長、指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずるものとして、県教育長が別に定める者
(免許状更新講習を受講することができる教育の職)

第5条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者（前条に定める者を除く。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県市町村の設置する学校の教育職員として採用された者で県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、島根県、島根県内の市町村、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人（以下「国、県、市町村又は大学等」という。）の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国、県、市町村又は大学等の職員として在職している者であって県教育長が別に定めるもの
- (2) 島根県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事

第3章 免除対象者

(教育委員会の免除対象者)

第6条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者（次条に定める者を除く。）は、県市町村が設置する学校の教育職員として採用された者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県市町村教育委員会の教育長、教育監、教育次長、各課課長、指導主事及び社会教育主事
- (2) 前号に定める者のほか、県市町村教育委員会の職員のうち、前号に定める者に準ずるものとして、県教育長が別に定めるもの
(学校法人等の免除対象者)

第7条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者（前条に定める者を除く。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 島根県教育委員会若しくは県市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことがある者又は県市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭若しくは主幹教諭であったことがある者で県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、県、市町村又は大学等の職員となるため県市町村を退職し、引き続き当該国、県、市町村又は大学等の職員として在職している者であって、講習を受講する必要があるものとして県教育長が別に定めるもの
- (2) 島根県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事
(優秀教員表彰受賞による免除対象者)

第8条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣表彰及び優れた教育活動表彰規程（平成19年島根県教育委員会訓令第8号）に基づく表彰（個人に対する表彰に限る。）であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。

第4章 申請手続

(有効期間の更新の申請)

第9条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 有効期間更新申請書（様式第1号）
- (2) 免許状の写し、免許状授与証明書又は施行規則第61条の10の普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の更新若しくは延長に関する証明書
- (3) 免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第61条の4各号のいずれかに該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（様式第2号）
- (2) 前項第2号に掲げる書類
- (3) 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し
（有効期間の延長の申請）

第10条 施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 有効期間延長申請書（様式第3号）
- (2) 前条第1項第2号に掲げる書類
- (3) 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類
（旧免許状所持者の申請）

第11条 改正省令附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請
 - ア 更新講習修了確認申請書（様式第4号）
 - イ 免許状の写し、免許状授与証明書、改正省令附則第15条の規定による更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認に関する証明書、改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第15条の規定による改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定に関する証明書
 - ウ 免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書
- (2) 改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請
 - ア 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書（様式第5号）
 - イ 前号イ及びウに掲げる書類
- (3) 改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請
 - ア 修了確認期限延期申請書（様式第6号）
 - イ 第1号イに掲げる書類
 - ウ 改正法附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する場合にあつては、当該事由を証する書類
- (4) 改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請
 - ア 免許状更新講習免除申請書（様式第7号）
 - イ 第1号イに掲げる書類
 - ウ 第5条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰状の写し
 - エ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者（平成20年文部科学省告示第51号）に該当する者にあつては、その旨を証する書類
（証明書の再交付）

第12条 施行規則第61条の10又は改正省令附則第15条の証明書の再交付を受けようとする者は、証明書再交付申請書（様式第8号）を県教育委員会に提出しなければならない。

（証明書の書換え）

第13条 施行規則第61条の10又は改正省令附則第15条の証明書の書換えを受けようとする者は、証明書書換申請書（様式第9号）を県教育委員会に提出しなければならない。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

新免許状用

有効期間更新申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、有効期間の更新を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書(有効期間の延長されている場合は延長証明書)のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。

2 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲んでください)。

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

新免許状用

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 の事由により、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、免許状更新講習の受講を免除の上、有効期間の更新を申請します。

1 免除事由：

注 表彰を受けたことによる場合は、表彰を行った主体も記入してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

- 注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は延長証明書）のいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。
- 3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当する。

年 月 日

証明者

印

※ 上記 1 の免除事由に該当することの証明のため御記入ください。

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第 3 号 (第10条関係)

新免許状用

有効期間延長申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1の事由により、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の9の規定により、有効期間の延長を申請します。

1 延長事由：

延長前の有効期間： 年 月 日

延長期間： 年 月 日まで延長

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書又は教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は延長証明書）のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、延長されないことがあります。

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当する。

年 月 日 証明者

印

※ 上記1の延長事由に該当することの証明のため御記入ください。

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第 4 号 (第11条関係)

旧免許状用

更新講習修了確認申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)第9条第1項の規定により、更新講習修了の確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書)のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。

2 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲んでください(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲んでください)。

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第5号（第11条関係）

旧免許状用

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年
法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添付してください。

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第 6 号 (第11条関係)

旧免許状用

修了確認期限延期申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1の事由により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、修了確認期限の延期を申請します。

1 延期事由:

延期前の修了確認期間: 年 月 日

延期期間: 年 月 日まで延期

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書)のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、延期されないことがあります。

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当する。

年 月 日 証明者

印

※ 上記1の延長事由に該当することの証明のため御記入ください。

島根県収入証紙貼付欄
(消印しないこと。)

様式第7号（第11条関係）

旧免許状用

免許状更新講習免除申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1の事由により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請します。

1 免除事由：

注 表彰を受けたことによる場合は、表彰を行った主体も記入してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地

注 1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

3 記載内容に誤りがあった場合、免除されないことがあります。

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当する。

年 月 日 証明者

印

※ 上記1の延長事由に該当することの証明のため御記入ください。

島根県収入証紙貼付欄
(消印しないこと。)

様式第8号（第12条関係）

新・旧免許状用

証明書再交付申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな 氏 名	印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名		
現住所	電話	本籍地	

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、教員免許更新制に関する規則第12条の規定により、証明書の再交付を申請します。

- 1 申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）
 - (1) 有効期間更新証明書
 - (2) 有効期間延長証明書
 - (3) 更新講習修了確認証明書
 - (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書
 - (5) 修了確認期限延期証明書
 - (6) 免許状更新講習免除証明書
- 2 紛失又は破損した証明書の発行年月日： 年 月 日
- 3 紛失又は破損した理由・状況

4 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

注 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ項目で裏面に記入してください。

- 5 免許状の有効期間満了日又は免許状更新講習修了確認期限： 年 月 日

島根県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

様式第9号（第13条関係）

新・旧免許状用

証明書書換申請書

島根県教育委員会 様

年 月 日

ふりがな		
氏 名	印	生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

注 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄のままとしてください。

私は、教員免許更新制に関する規則第13条の規定により、証明書の書換えを申請します。

1 申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）

- (1) 有効期間更新証明書
- (2) 有効期間延長証明書
- (3) 更新講習修了確認証明書
- (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の
確認証明書
- (5) 修了確認期限延期証明書
- (6) 免許状更新講習免除証明書

2 書換えが必要な箇所（該当するものを○印で囲み、必要事項を記入してください。）

- (1) 氏名 書換前： 書換後：
- (2) 本籍地 書換前： 書換後：

注 改姓、本籍地変更が分かる証明書を添付してください。

島根県収入証紙貼付欄

（消印しないこと。）

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
教育事務所

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

第2項第2号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第3項中「市町村立学校の」の次に「主幹教諭、」を加える。

別表第3昇任の項中「教頭、」の次に「主幹教諭、」を、「校長に」の次に「、主幹教諭」を、「教頭に」の次に「、教諭を主幹教諭に」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。